

平成 28 年分 確定申告が始まります

【申告期間】

2月16日(木)～3月15日(水)

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を印刷して提出することもできます。

案内が来ない方の申告

案内が来なくても、左記のような場合は申告が必要です。
①生命保険金の満期や解約など、一時的な収入を得た方
②土地・建物などを売却した方
③医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税「ワンストップ特例」に該当しない方）など、各種控除の適用を受けたい方
④居宅の取得による借入金等控除の適用を受けたい方

申告に必要なもの

- ・源泉徴収票
（給与や公的年金など）
- ・社会保険料等控除証明書
（国民年金保険料など）
- ・保険料控除証明書
（生命・医療介護・個人年金・地震などの任意保険）
- ※火災保険は、原則除く
- ・寄附金控除証明書
- ・医療費の領収書
（病院の自己負担など）

※10万円を超えなくても控除が適用される場合があります。

- ・印鑑
- ・金融機関の口座番号
（還付を受ける場合のみ）

▼このほかに、収入がある場合や控除の適用を受けたい場合は、これらを証する書類をお持ちください。

申告が必要な方への ご案内方法

「申告が必要かどうかかわからない」という方は、ご相談ください。

『役場』から案内ハガキをお送りします。

また、昨年確定申告をした方には、『税務署』からも案内が送付されます。

税務署から申告用紙が直接送付されなくても、役場で用意していますので、お申し付けください。

公的年金等の収入が 400万円以下の方

公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、原則、確定申告は不要です。

ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けたい方など、源泉所得税の還付を受けたい場合は申告が必要です。

収入のない方

収入が0円であっても、そ

追分地区の方【申告日一覧】

月 日	割当地区 など
2月16日(木)	花園地区 1～2丁目
2月17日(金)	花園地区 3～4丁目
2月20日(月)	若草地区 1～2丁目
2月21日(火)	若草地区 3丁目
2月22日(水)	柏が丘・緑が丘
2月23日(木)	青葉地区
2月24日(金)	白樺地区
2月27日(月)	本町地区 1～4丁目
2月28日(火)	本町地区 5～7丁目
3月1日(水)	中央地区、その他指定日に来られない方
3月2日(木)～ 15日(水) (土日を除く。)	農業所得の方

▶ 申告会場 ◀

【早来地区】

会 場：保健センター2階（早来庁舎横）
受付時間：9時～17時
申 告 日：事業所得や不動産所得のある方のみ、
目安の日時をハガキでご案内します。

【追分地区】

会 場：ぬくもりセンター多目的情報会議室
受付時間：9時～17時
申 告 日：左表のとおり、目安の日程を地区毎に分けています。

~~~~~  
苦小牧税務署は、下記会場で申告を受け付けます。  
会 場：苦小牧市労働福祉センター  
（末広町1丁目15番7号）  
開設期間：2月16日(木)～3月15日(水)までの平日  
開設時間：9時～17時（受付終了：16時）  
※税務署内では、受け付けしていません。